

事業者のみなさまへ

令和5年10月

消費税

インボイス制度が始まります！

インボイス発行事業者の登録のご検討はお済みですか？

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、

令和5年9月30日までに登録申請が必要です！

インボイス制度について知りたい方は、
裏面に記載の動画などをご覧ください！

事業者の皆様インボイス制度への理解を深めていただくため、国税庁ホームページに「インボイス制度に関する情報ガイド」を掲載しております。

情報ガイドでは、インボイス制度の概要のほかに、登録をご検討されている方向けの情報や申請手続きに関することなどを掲載しています。

※インボイス制度に関する全般的な内容を掲載している特設サイトもあります。



インボイス制度に関する情報ガイド

◎ インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

◆ 売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 売上先が課税事業者の場合は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが必要です
- 売上先が課税事業者であっても、簡易課税制度を選択している場合は、インボイスが不要です
- 売上先が消費者、免税事業者である場合は、インボイスが不要です

◆ 登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合**は、インボイスが交付できます
 - ※ 免税事業者の方は、課税事業者として消費税の申告が**必要**です
- 登録を受けない場合**は、インボイスを交付できません
 - ※ 売上先は、経過措置期間は仕入れ税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、取引先から相談を受ける場合もあり得ます



成田税務署

インボイス制度について知りたい

制度の概要を学べる動画や説明会などをご利用ください

フワちゃんと学ぼう！
インボイス制度



オンライン説明会
導入編(アーカイブ動画)



説明会に関する情報



免税事業者向け
リーフレット



※登録要否相談会についても掲載しております。

インボイス制度について質問したい

一般的なご質問はチャットボットやコールセンターをご利用ください

チャットボットはこちら

➤ チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

➤ インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えします。

フリーダイヤル **0120-205-553** (無料)

9:00~17:00 (土日祝日除く)



インボイス制度に関する各種支援策について相談したい

関係府省庁等の相談窓口をご利用ください

各省庁等の
相談窓口一覧表

➤ 制度に関する補助金、取引上のお悩みなど各種の相談窓口を用意しています。



インボイス発行事業者の登録申請をする

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください

➤ 書面で申請された場合に比べて、早期に登録通知を受け取ることができます。

➤ 電子データで登録通知を受け取れます。

※ 申請書等を郵送により提出される場合は「インボイス登録センター」へ送付してください。

東京国税局 インボイス登録センター

〒262-0814 千葉市花見川区武石町1丁目520番地

(注) 申請書等を直接持ち込む場合は、成田税務署へお持ちください。

登録申請手続に
関する情報



インボイスの発行・受領の準備をする

制度実施までに必要な準備を動画でご案内しています

～インボイス制度 実施までの準備について【2部構成】～

【第1部】

消費税のインボイス制度に係る
事前準備について



【第2部】

売手・買手の留意点と免税
事業者との取引条件を見直す
場合の留意点

